

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第8号

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。